

## 法適用についての質疑応答集の考え方(案)

### <趣旨>

固定資産情報の整備について標準的な水準等を示しているところであるが、固定資産台帳への登録単位・記載項目等により具体的な取扱い等について、地方公共団体の円滑な適用を促進するために、固定資産台帳の様式例の改定、質疑応答集の公表をはじめ、継続的な助言、情報提供等に取り組みむべきである。(地方公営企業法の適用に関する実務研究会 中間まとめ(H26.10))

### <考え方>

地方公営企業法の適用に係る手続等を定める法令をはじめとして、本研究会の「最終報告(マニユアル、中間まとめを含む)」や来年1月の要請などに記載されている内容について、法令などでは一般論として記載されている基準を、質疑応答の形で具体化する。

あわせて、総務省として、法適用の推進に当たり、地方公共団体に理解していただく必要性が特に高い事項(法適用の意義・必要性、法適用したことによる影響、推進の重点対象団体の考え方、財政支援措置の内容等)について、質疑応答の形式により示すことで、地方公共団体の理解を深め、ひいては円滑な移行を促進する。

質疑応答の作成については、総務省が必要と考えるものや有識者より助言されたものを基に作成するほか、地方公共団体から寄せられる問い合わせのうち、汎用性があるものを活用する。

### <公表時期>

来年1月目途で地方公共団体に周知(総務省ホームページでの公表等)する予定(その後も、必要に応じて追加。)

# 質疑応答集の構成イメージ

## 1. 全般的事項

- (1) 意義
- (2) 対象
- (3) 支援措置

## 2. 移行事務

- (1) 移行事務の準備
- (2) 固定資産情報の整備
  - ①基本的考え方
  - ②登録単位
  - ③記載項目
  - ④不明資産
- (3) 移行事務
  - ①条例・規則等改正
  - ②予定開始 BS 作成
  - ③打切決算
- (4) システム構築

## 3. 事業別事項

- (1) 下水道事業
- (2) 簡易水道事業

## 4. その他の事項

### (設問例)

- ・法適用の意義は。
- ・非適用から法適用になると何が変わるのか。
- ・下水道事業、簡易水道事業を重点対象事業とする考え方。
- ・財政支援措置の見直しの内容は。
- ・準備作業として特に留意すべき点は。
- ・固定資産情報の整備に当たり特に留意すべき点は。
- ・種別は異なっているが、耐用年数が同一であり、登録(単位)を一体的に行ってもよいと考えられる資産は。
- ・会計規程(例)で示された項目をすべて記載する必要があるのか。
- ・移行時において省略することが可能な項目は。
- ・再評価規則により難しい場合とは。また、その場合の対応方法として考えられる手法は。
- ・上下水道部一体の場合でも、規則、規程等はそれぞれ策定する必要があるのか。
- ・予定開始 BS の作成に着手するために、事前に処理しておくべき移行事務(固定資産情報の整備を含む)は。
- ・打切決算において、収支差し引きが赤字であった場合の処理方法は。
- ・上水道事業等で既に利用している会計システム等を活用することのメリット・デメリットは。
- ・流域下水道の法適用に当たって留意すべき点は。
- ・上水道事業との「統合」との関係は。
- ・委託業者を活用する場合に留意すべき点は。
- ・先行して法適用している団体においても、中間まとめ等の内容を踏まえた見直しが必要なのか。